

改正

昭和59年3月22日条例第22号
平成元年3月22日条例第57号
平成2年3月26日条例第17号
平成6年3月25日条例第38号
平成9年3月21日条例第48号
平成12年3月21日条例第46号
平成13年3月23日条例第33号
平成14年10月11日条例第52号
平成16年3月19日条例第36号
平成19年12月21日条例第74号
平成26年3月25日条例第68号
平成29年10月13日条例第49号
平成31年3月15日条例第58号

山形県水道用水料金条例をここに公布する。

山形県水道用水料金条例

(料金の徴収)

第1条 県は、県が設置する水道用水供給事業の用に供する施設によつて水道用水の供給を受ける水道事業者から、この条例の定めるところにより、料金を徴収する。

(料金の額)

第2条 料金の額は、基本料金及び使用料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 基本料金の額は、基本水量（1日の最大給水能力を基礎として水道事業者ごとに企業管理者（以下「管理者」という。）が承認した水量をいう。以下同じ。）に当該月の日数を乗じて得た水量を別表の基本料金の欄に定める金額に乗じて得た額とする。

3 使用料金の額は、当該月の使用水量を別表の使用料金の欄に定める金額に乗じて得た額とする。ただし、当該年度の使用水量が年間責任水量（当該年度における1日の最大給水量として水道事業者ごとに管理者が承認した水量に企業管理規程で定めるところにより当該水道事業者ごとに管理者が定める率を乗じて得た水量に当該年度の日数を乗じて得た水量をいう。以下同じ。）に満たない場合においては、当該年度の3月分の使用料金の額は、同月の使用水量に年間責任水量から当該年度の使用水量を減じた水量を加えた水量を、同欄に定める金額に乗じて得た額とする。

4 年間責任水量が基本水量の100分の70に相当する水量に当該年度の日数を乗じて得た水量（以下「割引基準水量」という。）を超える場合においては、年間責任水量から割引基準水量を減じた水量を別表の使用料金の欄に定める金額の100分の30に相当する金額に乗じて得た額を、前項の規定により算定した当該年度における使用料金の額から減ずるものとする。

(料金の減免)

第3条 管理者は、災害その他特別の理由がある場合は、料金を減免することができる。

(料金の徴収方法)

第4条 料金は、企業管理規程で定めるところにより、1月ごとに徴収する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月22日条例第22号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第57号）

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している水道用水に係る料金で、同日を含む月分のものについての改正後の山形県水道用水料金条例（以下「新条例」という。）附則第2項及び第3項の規定の適用については、新条例附則第2項の表中

「	86円52銭
	27円81銭」

とあるのは

「	84円
	27円」

と、新条例附則第3項中「81円37銭」とあるのは「79円」と、「28円84銭」とあるのは「28円」とする。

附 則（平成2年3月26日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成2年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。
(平成3年規則第32号で平成3年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 第1条による改正後の山形県水道用水料金条例附則第2項及び別表の規定は、第1条の規定の施行の日の属する月（以下「第1条施行月」という。）以後の各月分の水道用水に係る料金について適用し、第1条施行月の前月までの各月分の水道用水に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条による改正後の山形県水道用水料金条例別表の規定は、第2条の規定の施行の日の属する月（以下「第2条施行月」という。）以後の各月分の水道用水に係る料金について適用し、第2条施行月の前月までの各月分の水道用水に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月25日条例第38号）

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第48号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第46号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第33号抄）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（庄内広域水道の項に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

(平成13年規則第109号で平成13年10月20日から施行)

附 則（平成14年10月11日条例第52号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日条例第36号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日の属する月の前月までの各月分の水道用水に係る料金については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日条例第74号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日の属する月の前月までの各月分の水道用水に係る料金については、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日条例第68号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月13日条例第49号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日の属する月の前月までの各月分の水道用水に係る料金については、改正後の別表

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月15日条例第58号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表

	基本料金 (1立方メートルにつき)	使用料金 (1立方メートルにつき)
置賜広域水道	36円	14円
村山広域水道	36円	14円
最上広域水道	38円	14円
庄内広域水道	26円	16円